「北海道文化振興指針」改定版（素案）　新旧対照表

**資料２**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| はじめに  １　文化振興の目標  　私たちの郷土ー北海道には、古くからの歴史的な文化や先住のアイヌの人たちによって培われてきた文化が存在しています。さらに、全国各地から移り住んできた人たちの文化や明治の開拓期におけるアメリカをはじめとする諸外国の影響を受けた文化を受け継ぎ、開放的で多様性のある文化が育まれてきました。  　近年、人々の生活意識や価値観の多様化などにより、物質的・経済的な豊かさだけではなく、日常の暮らしの中にゆとりや潤いといった「心の豊かさ」が一層求められるようになり、文化に対する関心や期待が高まってきています。これに伴って、道内の各地域でも個性あふれる文化活動が積極的に行われるようになってきています。文化は、人びとの生活の充実とこれからの地域社会の発展にますます大きな役割を果たすようになると考えられます。  　北海道は、鮮やかな四季と雄大な自然に恵まれた地域です。この北海道を道民一人ひとりが心の豊かさを実感できる地域社会とするため、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていくとともに、全ての人びとが文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくことをめざします。 | はじめに  １　文化振興の目標  　私たちの郷土－北海道には、縄文時代などの先史時代の文化や先住のアイヌの人たちによって培われてきた文化が存在しています。さらに、全国各地から移り住んできた人たちや明治の開拓期におけるアメリカをはじめとする諸外国の影響を受け、開放的で多様性のある文化が育まれてきました。  　近年、人々の生活意識や価値観の多様化などにより、物質的・経済的な豊かさだけではなく、日常の暮らしの中にゆとりや潤いといった「心の豊かさ」が一層求められています。  　文化は、豊かな人間性を涵養し、想像力と感性を育むとともに、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。また、人間相互の理解の促進や、質の高い経済活動につながるものであり、これからの人々の生活の充実と地域の活性化に、ますます大きな役割を果たすようになると考えられます。    　北海道は、鮮やかな四季と雄大な自然に恵まれた地域です。この北海道を、道民一人ひとりが心の豊かさを実感でき、多様性に満ちた活力ある地域社会とするため、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造・発展させ、次世代に確実に継承していくとともに、文化により生み出される様々な価値を活用し、全ての人々が等しく文化の恵沢を享受することができる生活文化圏を築いていくことを目指します。 | 文言修正  国の基本計画を参酌  国の基本計画を参酌  国の基本計画を参酌 | ＜国の基本計画＞  文化芸術の本質的価値、社会的・経済的価値の向上の重要性  ＜国の基本計画＞  心豊かで多様性のある社会の形成  ＜国の基本計画＞  文化芸術の創造・発展・継承  ＜国の基本計画＞  文化芸術の「多様な価値」の創造、活用 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| ２　北海道文化振興指針の位置づけ  　道民の文化に対する関心や期待の高まりに応えていくためには、道が行う様々な文化振興施策を総合的・効果的に推進し、文化行政を積極的に進めていく必要があります。  　北海道文化振興条例は、文化振興に対する道の姿勢や役割を明らかにするとともに、道の文化行政の基本となる事項を定めたものです。  　北海道文化振興指針は、この条例に基づき、道が行う文化振興施策の基本的な方向を明らかにするものであり、今後、この指針に沿って文化振興施策の推進に努めていきます。 | ２　北海道文化振興指針の位置づけ  （削除）  （削除）  　本指針は、「北海道文化振興条例」第６条に基づき、道の文化振興施策の基本となる指針として策定します。  　また、本指針は、次の計画の性格を有するものです。  　・ 文化芸術基本法第７条の２に規定される地方文化芸術推進基本計画  　・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第８条に規定される地方公共団体の計画  　・ 「北海道総合計画」が示す政策の方向性に沿って策定、推進する特定分野別計画  　なお、本指針は、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の以下のゴール（目標）の達成に資するものです。  ・ゴール４　（ターゲット4.7）  ・ゴール11　（ターゲット11.4） | 位置付けのみを記載し明確化  関係法令等に基づく計画に位置付け  ＳＤＧｓとの関係性を記載 | 【審議会議論】  位置づけを明確化する  ［関係法令の改正等］  ・文化芸術基本法  ・障害者文化芸術活動推進法  ・北海道総合計画  【審議会意見】  ＳＤＧｓとの関係性を記載すべき |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| 第１章　基本理念  　道は、地域文化の創造と生活文化圏の構築をめざして、次の基本理念に基づき、文化振興施策を推進し、文化行政の充実を図っていきます。  **１　一つひとつのまちを表情豊かにする**  　　それぞれの地域の特色に応じた多様な文化を掘り起こし、一つひとつのまちを表情豊かにする地域文化を育んでいきます。  **２　地域を結び地域と世界をつなぐ**  　　地域間の文化交流や世界の様々な文化とのふれあい・交流を進めることにより、地域と地域を結び、地域と世界をつなぐ文化を育んでいきます。  **３　自然と共生し伸びやかな文化を育む**  　　自然と共に生きてきた先人たちの知恵や創意に学びながら、自然を守り、自然と調和のとれた伸びやかな文化を育んで行きます。  **４　北国らしい文化を発信する**  　　北海道の自然、歴史、生活様式などに根ざした北国らしい個性的な地域文化を創造し、内外に誇りを持って発信していきます。  **５　先人の培った文化を受け継ぎ次代に伝える**  　　先人たちの努力によって培われてきた貴重な文化を受け継ぎ、大切に守り育て、次の世代に伝えていきます。 | 第１章　基本理念  　道は、地域文化の創造と生活文化圏の構築をめざして、次の基本理念に基づき、文化振興施策を推進し、文化行政の充実を図っていきます。  **１　一つひとつのまちを表情豊かにする**  　　それぞれの地域の特色に応じた多様な文化を掘り起こし、一つひとつのまちを表情豊かにする地域文化を育んでいきます。  **２　地域を結び地域と世界をつなぐ**  　　地域間の文化交流や世界の様々な文化とのふれあい・交流を進めることにより、地域と地域を結び、地域と世界をつなぐ文化を育んでいきます。  **３　自然と共生し伸びやかな文化を育む**  　　自然と共に生きてきた先人たちの知恵や創意に学びながら、自然を守り、自然と調和のとれた伸びやかな文化を育んで行きます。  **４　北国らしい文化を発信する**  　　北海道の自然、歴史、生活様式などに根ざした北国らしい個性的な地域文化を創造し、内外に誇りを持って発信していきます。  **５　先人の培った文化を受け継ぎ次代に伝える**  　　先人たちの努力によって培われてきた貴重な文化を受け継ぎ、大切に守り育て、次の世代に伝えていきます。 | 基本的な内容を継続 | 【審議会意見】  基本理念に則り何をするかが重要 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| 第２章　文化行政の基本的な考え方  　文化の担い手は、一人ひとりの道民であり、道の文化振興施策は、道民が自主的に文化活動にかかわることができる環境をつくっていくことを基本に進めていきます。  　道の文化振興施策は、芸術文化、文化財、生活文化、まちづくり、景観、自然環境、産業など広範な分野において、総合的・効果的に進めていきます。  　また、道が実施する様々な施策に、人間性、地域性、創造性などの文化の視点を取り入れるよう努めていきます。  ≪文化振興のための基本的な施策≫  １　道民の文化活動の促進  ２　芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充  ３　文化活動を担う人材の育成  ４　文化交流の促進  ５　文化環境の整備及び充実  ６　歴史的文化遺産の保存及び活用  ７　文化性に配慮したまちづくりの促進 | 第２章　文化行政の基本的な考え方  　道の文化振興施策は、次に掲げる「基本的な考え方」に基づき、総合的・効果的に進めていきます。  １　次世代へ文化を「つなぐ」  　　文化の担い手は一人ひとりの道民であり、年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、全ての道民がいかなる時でも等しく文化活動や芸術鑑賞など広く文化に接することができる環境を整備します。  　　特に、将来を担う子ども達について、文化に接する機会の確保や世代間の交流などをとおして、創造力や感性、文化的な伝統を尊重する心を育み、先人たちが培ってきた文化を次世代へと着実に「つなぎ」ます。  ２　文化を通じて地域の魅力を「たかめる」  　　文化を通じた様々な地域との交流の促進や、国内外への効果的な情報発信、デジタル技術の活用などにより、文化活動を充実させ、地域の魅力をさらに「たかめ」ます。  ３　文化を活用し未来を「きりひらく」  　　今日まで守り伝えられてきた地域の文化を保存、継承し、観光やまちづくり、教育など関連施策に活用することにより、地域を活性化させ未来を「きりひらき」ます。 | 考え方と施策を関連付けるキーワードを新たに設定  性別に関わらない旨を明記  いかなる時でも活動継続できる視点  国の基本計画を参酌  国の基本計画を参酌  国の基本計画を参酌 | 【審議会意見】  ・ジェンダーについて記載すべき  ・文化を保障する視点、活動継続のための支援を記載すべき。  ＜国の基本計画＞  文化芸術を通じた我が国の「次代を担う子供たち」の育成  ＜国の基本計画＞  文化芸術のグローバル展開の加速  ＜国の基本計画＞  文化芸術を通じた「地方創生／地域振興」の推進 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| 第３章　文化振興施策の推進  　道は、市町村や民間団体等と連携協力及び調整を行うとともに、必要な助言等に努めながら、次の事項を基本に文化振興施策を推進していきます。  １　道民の文化活動の促進  (1) 文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上  　　 道内の各地域では、地域の特色を生かした様々な文化活動が盛んになってきています。このような道民の文化活動を一層促進していくため、文化活動への支援、文化活動の発表の場の提供など、道民が自主的に文化活動へ参加する機会を拡充し、参加意欲を高めていきます。  　＜施策の方向＞  　○　道民の自主的な文化活動の充実を図るため、文化活動を行う団体等に対して支援します。  　○　道内の各地域の文化活動を支援、促進するため、専門的な立場からの指導、助言が受けられるようなシステムづくりに努めます。  　○　文化イベントを開催するなど、文化活動の発表の場を拡充します。 | 第３章　文化振興施策の推進  　道は、関係機関等と相互に連携しながら、次の事項を「文化振興のための基本的な施策」として推進します。  １　道民の文化活動の促進  (1) 文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上  　　 文化芸術は人々の活力や社会の成長の源泉となるものであり、地域の特色を生かした様々な文化活動を継続し、より一層促進していく必要があります。  　このため、道民の自主的な文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上を図ります。  　＜施策の方向＞  　○　道民の自主的な文化活動の充実を図るため、文化団体の活動の活性化や、専門的な立場からの指導・助言、活動発表の場の拡充に取り組むとともに、まんがやアニメなど本道が優位性を持つ文化の振興を図ります。  　○　障がいのある人の文化活動を促進するため、文化芸術作品の創造や発表する機会を充実します。  　○　社会経済情勢の変化等が生じた際にも文化活動を制限されることのないよう、文化団体等の活動基盤の強化に努めます。 | 国の基本計画を参酌  従前の項目を集約  国の基本計画を参酌  障害者文化芸術活動推進法の趣旨を反映  持続的な文化活動の推進  （感染予防対策と文化芸術活動の両立） | ＜国の基本計画＞  文化芸術は人々の活力や社会の成長の源泉  ＜国の基本計画＞  メディア芸術の振興による新時代の文化芸術活動の推進  ［関係法令の改正等］  ・障害者文化芸術活動推進法  【審議会意見】  文化を保障する視点、文化活動継続のための支援を記載すべき。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| (2) 文化に関する顕彰  　　文化活動を行っている人たちの活動意欲や道民の文化に対する関心を高めるため、文化の振興に顕著な功績のあった個人・団体や地域に根ざした文化活動を活発に行っている個人・団体を顕彰していきます。  　＜施策の方向＞  　○　文化に関する顕彰を充実します。  （3）文化情報の提供  　　 文化活動を促進するうえで、文化に関する情報の提供は重要な役割を果たしています。このため、文化施設や文化活動などに関する情報を収集して、幅広く提供していきます。  　＜施策の方向＞  　○　文化施設や文化活動などに関する情報を収集・提供します。  　○　生活文化や生涯学習などに関する情報を収集・提供します | (2) 文化に関する顕彰  文化活動を行っている人々の功績が社会から評価されることは、道民の文化に対する関心や活動意欲を高め地域文化の発展を促進します。  このため、文化に関する顕彰を行います。  　＜施策の方向＞  　○　文化の振興に顕著な功績のあった個人・団体や地域に根ざした文化活動を活発に行っている個人・団体を顕彰します。  （「５ 文化環境の整備及び充実」の項目に移管） | 国の基本計画を参酌  従前の本文の内容を記載  内容拡充のため第５項に再構築 | ＜国の基本計画＞  文化芸術を担う者の功績が社会から評価され、尊敬、尊重されることで文化芸術の発展につながる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| ２　芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供  　　近年、道民の間で芸術鑑賞などの文化的な欲求が高まってきていますが、本道の広域性を考慮して、すべての道民が優れた文化を享受できるようにしていく必要があります。  　　このため、全道的規模あるいは広域的に各種の文化事業を実施するとともに、道内各地域において道民が優れた文化に接する機会を拡充していきます。  　＜施策の方向＞  　○　道内の各地域において芸術鑑賞など広く文化に接する機会を拡充します。  　○　道内の各地域において芸術鑑賞など、文化に接する機会を提供する団体や文化事業に対して支援します。 | ２　芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供  　　文化芸術は、人々に感動や共感、ゆとりや潤いなど様々な恩恵をもたらしてくれるものであり、特に、子どものころから優れた文化芸術に接することは、豊かな心や感性を育む上で非常に効果的です。  　　このため、本道の広域性にも配慮しつつ、芸術鑑賞等広く文化に接する機会を提供します。  　＜施策の方向＞  　○　道内の各地域において、芸術鑑賞等の機会を提供する文化事業を実施します。  　○　次世代を担う子ども達が優れた文化を直接鑑賞・体験する機会を確保します。  　○　障がいのある人の芸術鑑賞等の機会を拡大するため、障がいの特性に応じた利用しやすい環境の充実に取り組みます。  　○　オンラインの活用を推進するなど、文化に接する機会の充実に取り組みます。 | 国の基本計画を参酌  従前の２項目を集約  子ども達が文化に接する機会の充実  障害者文化芸術活動推進法の趣旨を反映  デジタル化により多様化した鑑賞・表現方法の活用 | ＜国の基本計画＞  文化芸術は、感動や共感など、人々に多様な恩恵をもたらす  【審議会意見】  子ども達や子供を含む家族が文化に接する機会を充実すべき  ［関係法令の改正等］  ・障害者文化芸術活動推進法  ＜国の基本計画＞  文化芸術分野のＤＸの推進 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| ３　文化活動を担う人材の育成  　文化を振興するためには、創造性豊かな優れた人材や文化活動に対する意欲を持つ人材を育成していくことが必要です。  　このため、若手芸術家等の活動支援、文化活動の指導者や専門家等の養成など、長期的な視点に立って計画的な人材の育成に努めていきます。  　＜施策の方向＞  　○　青少年の行う文化活動に対して支援します。  　○　若手芸術家等の創作・発表活動等に対する支援に努めます。  　○　地域における文化活動を促進するため、指導者の派遣研修や招へいに対して支援します。  　○　市町村の関係職員や文化団体関係者等に対して、文化事業の企画・運営などの研修に努めます。 | ３　文化活動を担う人材の育成  　先人たちが培ってきた貴重な文化を継承し、発展させるためには、地域文化の担い手はもとより、多様で高い専門的技術を有する人材を育成・確保することが必要です。  　このため、子どもの頃から、地域の歴史や文化を尊重する心を育むなど、中長期的な視点に立って文化活動を担う人材の育成に取り組みます。  　＜施策の方向＞  　○　青少年が行う文化活動を推進します。  　　　特に、子ども達が優れた文化を直接鑑賞・体験する機会の確保に取り組みます。【再掲】  　○　デジタル技術を用いた新たな表現など、若手芸術家等の創作・発表活動の推進に取り組みます。  　○　地域文化の担い手を育成・確保するため、指導者の派遣や招へいに取り組みます。  　○　市町村や文化団体等と連携して、地域文化に熟知し、文化活動を支える専門的人材の育成・確保に取り組みます。 | 国の基本計画を参酌  子ども達の参加による地域文化の担い手育成  創作活動に係るデジタル人材の育成  国の基本計画を参酌 | ＜国の基本計画＞  子供たちによる文化芸術・伝統芸能等の鑑賞体験機会の確保  【R3②審議会：委員意見】  後継者育成のため子ども達が文化に接する機会を充実  ＜国の基本計画＞  文化芸術分野のＤＸの推進  ＜国の基本計画＞  地域における文化芸術振興を推進する人材の育成 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| ４　文化交流の促進  (1) 地域間交流の充実  　　様々な地域との文化交流は、文化を発展させ、新しい文化を生み出すとともに、文化活動を活性化させます。  　　このため、道内外の地域との文化交流とネットワークづくりを進めていきます。  　＜施策の方向＞  　○　道内外の地域との文化交流活動に対して支援します。  　○　文化団体や文化施設等の相互の連携を図るため、ネットワーク作りに努めます。  (2) 世界との文化交流の促進  　　地域における国際化が進展し、国際的な文化交流への関心が高まっている中で、文化活動の質的な向上や新しい地域文化の創造を図るため、世界の各地域と幅広く文化交流を進めていきます。  　＜施策の方向＞  　○　姉妹提携州をはじめとする諸外国との文化交流を推進します。  　○　海外の芸術家や文化人などによる幅広い文化交流活動に対して支援します。  　○　北海道の文化を海外公演などの文化活動を通じて紹介する文化団体等に対して支援します。  　○　国際的な文化イベントの開催を推進します | ４　文化交流の促進  (1) 地域における交流の充実  　　様々な地域や世代との文化交流は、人と人との心のつながりや相互理解を促進するとともに、地域の歴史・文化に対する理解を深め、地域への愛着や誇りの醸成に寄与します。  　　このため、文化活動を通じた道内外の地域との交流や、世代間の交流を充実します。  　＜施策の方向＞  　○　道内外の地域との文化活動の相互交流を推進します。  　○　世代間の交流を推進するため、子ども達が地域の文化活動に参加する機会の充実に取り組みます。  (2) 世界との文化交流の促進  世界との文化交流は、海外からの誘客や、地域の文化施設、文化資源の多言語化につながるとともに、新たな文化を創造する活力になります。  このため、世界との文化交流を促進します。  　＜施策の方向＞  　○　姉妹友好提携を結ぶ地域をはじめとする外国との文化交流や、海外の芸術家、文化人など幅広い交流活動を推進します。  　○　本道の文化の魅力を、海外公演などの文化活動や国際的なイベントにおいて紹介する取組を推進します。 | 文言整理  国の基本計画を参酌  通常の連携・協働として対応するため削除  世代間の交流促進  国内外の地域・団体との交流促進  従前の２項目を集約  従前の２項目を集約 | ＜国の基本計画＞  双方向の文化交流が進むことが重要  【審議会意見】  世代間の交流の取組を進めるべき |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| ５　文化環境の整備及び充実  　道民に優れた文化に接する機会を提供するとともに、北海道の地域文化を創造するためには、文化施設の整備・充実が必要です。このため、文化施設の充実・強化を図っていきます。  　＜施策の方向＞  　○　博物館、美術館、図書館、文書館、文学館などの各種の文化施設の機能を高めるとともにその整備を進めます。 | ５　文化環境の整備及び充実  （1）文化施設の充実  　　年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、全ての道民が、いかなる時でも等しく文化活動や芸術鑑賞など広く文化に接するためには、文化ホールや博物館、美術館等の文化施設の機能を充実させることが必要です。  　　また、博物館や美術館等は、文化芸術の保存・継承のみならず、地域の文化に対する理解を深め、その魅力を伝える拠点としての役割も有しています。  　　このため、文化施設の機能の充実を図ります。  　＜施策の方向＞  　○　施設のバリアフリー化や障がいをもつ人への合理的配慮の提供などの取組を推進します。  　○　展示内容や案内表示等の多言語化の取組を推進します。  　○　収蔵品のデジタルアーカイブ化やオンライン公開を推進します。 | 項目移管による再構築  国の基本計画を参酌  文化観光の拠点としての役割を記載  障がい者への合理的配慮  文化観光推進法の趣旨を反映  博物館法改正の趣旨を反映 | 第２項に「文化情報の発信」追加  ＜国の基本計画＞  全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進  ［関係法令の改正等］  ・文化観光推進法  ［関係法令の改正等］  ・障害者文化芸術活動推進法  ［関係法令の改正等］  ・文化観光推進法  ＜国の基本計画＞  文化芸術分野のＤＸの推進  ［関係法令の改正等］  ・博物館法 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| *（１　道民の文化活動の促進　から移管）*  （3）文化情報の提供  　　 文化活動を促進するうえで、文化に関する情報の提供は重要な役割を果たしています。このため、文化施設や文化活動などに関する情報を収集して、幅広く提供していきます。  ＜施策の方向＞  　○　文化施設や文化活動などに関する情報を収集・提供します。  　○　生活文化や生涯学習などに関する情報を収集・提供します。 | （2）文化情報の発信  文化活動の促進を図るとともに、地域文化に対する理解・関心を高めるため、文化に関する情報を広く発信します。  ＜施策の方向＞  　○　文化施設や文化活動、生活文化や生涯学習などに関する情報を収集・発信します。  　○　文化に関する情報の多言語化や一元化など、効果的な情報発信に取り組みます。  　○　本道の歴史・文化の魅力を、デジタル技術を活用するなどして、世界に広く発信します。 | 文言整理  従前の項目を集約  国の基本計画を参酌  北海道の文化の魅力をグローバルに発信 | ＜国の基本計画＞  海外への積極的な文化発信の推進  ＜国の基本計画＞  文化芸術のグローバル展開の加速 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| **６　歴史的文化遺産の保存及び活用**  　長い歴史の中で生まれ、継承されてきた有形・無形の文化財や生活習慣などに根ざした文化遺産は、北海道の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上・発展の基礎となるものです。これを道民すべての財産として調査、保護、活用などに努め、次の世代に引き継いでいきます。  　＜施策の方向＞  　○　歴史資料として価値のある文書などを保存利用するため、北海道の歴史を伝える文書などの収集、整理を進めます。  　○　有形・無形文化財や天然記念物などを含む歴史的文化遺産の調査を進めます。  　○　歴史的文化遺産の保護と活用を進めます。  　○　歴史的文化遺産を保護する団体等の育成、支援や文化財保護思想の普及に努めます。  　○　アイヌ民族の文化の保護と継承のため、調査・研究や伝承事業などを促進します。 | **６　歴史的文化遺産の保存及び活用**  　長い歴史の中で生まれ、継承されてきた有形・無形の文化財や生活習慣などに根ざした文化は、本道の歴史や文化等を深く理解する上で欠くことのできないものであり、さらなる文化の向上・発展の基礎となるものです。  　また、各地域において、文化資源を活用した観光施策の推進や地域づくりなどの取組が広がっています。  　このため、歴史的文化遺産の保存及び活用に取り組みます。  　＜施策の方向＞  ○　本道の歴史を伝える文書などの収集、整理を進めるとともに、歴史的文化遺産の調査を進めます。  ○　文化財に触れ、地域の歴史や文化等を深く理解することができるよう、文化財の保存・継承や鑑賞機会の確保に努めます。  ○　歴史・文化を活かしたまちづくりや新たな観光コンテンツの充実など、地域の文化財を地域振興や観光振興に活用する取組を促進します。  ○　関係機関等と連携・協働の上、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値を継承・発展させ、地域に交流と賑わいを創出します。  ○　アイヌ文化を次世代に継承し、将来に向けて創造・発展させていくため、調査研究や保存・伝承、普及・啓発の取組を促進するとともに、ウポポイをはじめとするアイヌ関連施設と連携し、各地域の活動の活性化を図ります。 | 文化観光推進法の趣旨を反映  従前の２項目を集約  道の計画等の整合  文化資源を地域資源・観光資源として活用  縄文遺跡群の保存・活用  道の計画等の整合  道の計画等の整合 | ［関係法令の改正等］  ・文化観光推進法  ［関係法令の改正等］  文化財保存活用大綱  【審議会意見】  観光の部分の記載内容の充実  ［社会経済情勢の変化］  北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録  ［関係法令の改正等］  北海道における縄文世界遺産の活用のあり方  ［関係法令の改正等］  北海道アイヌ政策推進方策 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| ７　文化性に配慮したまちづくりの推進  　暮らしの中にゆとりや潤いといった心の豊かさが求められ、生活の質的な向上が重要となってきている今日、美しい街並み、快適な生活環境、自然との共生などに配慮したまちづくりを進める必要があります。  　このようなまちづくりに対する支援や人材の育成などに努めていきます。  (1) 地域文化を生かしたまちづくりの推進  　　北海道の各地域では、歴史や文化を核としたまちづくりが積極的に進められています。このような取組を促進し、個性的な地域文化を生かしたまちづくりを推進していきます。  　＜施策の方向＞  　○　地域の自然、歴史、文化等を核としたまちづくりを推進します。  　○　歴史を生かすまちづくりについて市町村との連携・協力を進めます。  　○　歴史的建造物や街並みの保存・活用について支援します。  (2) 美しい街並みと景観の形成  　　自分のまちに誇りや愛着が感じられる景観や潤いのあるまちづくりが求められています。このため、地域の特性を生かした美しい街並みと景観の形成を推進していきます。  (3) 快適な生活環境の創出  　　北方型の新しいライフスタイルの確立のため、生活空間の演出など快適な暮らしを実現する生活環境の創出に努めていきます。また、河川や海岸などの周辺環境の整備を進め、快適性に富んだ潤いのある親水空間を創出していきます。 | ７　文化性に配慮したまちづくりの推進  道民が暮らしの中にゆとりや潤いといった心の豊かさを実感でき、文化的で活力ある社会を構築するためには、文化の振興に加え、美しい景観の形成や快適な生活環境、自然との共生などに配慮したまちづくりを進める必要があります。  　＜施策の方向＞  　○　地域の文化財の積極的な保存・活用により、歴史、文化を活かしたまちづくりを推進します。  　○　住宅地の景観、田園の景観、市街地の景観、文化的景観、自然景観など「良好な景観」が北海道全体に形成され、お互いが共鳴し合いつながり合って、それぞれの魅力が光り輝き、そして時を経て成熟していく美しい景観の形成を目指します。  　○　安心して暮らし続けられるだけでなく、地域資源が有効に活かされ、魅力的で暮らしやすく、外からも人を呼び込み、地域が活性化するようなまちづくりを目指します。 | 各号を集約して簡潔に再構築  各号を簡潔に再構築  国の基本計画を参酌  道の計画等との整合  道の計画等との整合 | ＜国の基本計画＞  持続可能な文化芸術によるまちづくり  ［関係法令の改正等］  北海道景観形成ビジョン  ［関係法令の改正等］  「北の住まいるタウン」の基本的な考え方 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| ＜施策の方向＞  　○　快適な冬を過ごしていくための生活環境づくりや、北方型住宅の普及啓発を行います。  　○　農村や漁村における快適な生活環境づくりを進めます。  　○　人が身近に水に親しめるような、河川や海岸などの周辺環境の整備を行います。  　○　市町村のまちづくりと一体となった親水空間に富んだ環境機能を維持、増進します。  (4) 自然との共生  　　 北海道は豊かな自然に恵まれています。この良好な自然環境を守っていくとともに、自然と共生しながら、自然に親しむ環境の整備を進めていきます。  　＜施策の方向＞  　○　良好な自然環境を守るとともに、自然に親しむ機会を増やすため、自然公園などを整備します。  　○　自然に対する知識と理解を深めるための啓発活動を行います。  (5) みどりの環境整備  　　 身近にみどりに親しめる環境の整備が必要です。このため、みどりをつくり育て、みどりを大切にする心を育むなど、地域のみどりづくりを進めていきます。  　＜施策の方向＞  　○　日常生活で身近にみどりにふれあえる緑地などの整備を進めます。  　○　みどりに親しむ拠点となる施設の整備を進めます。  　○　植樹活動などを通じた普及啓発を行います。 | ○　先人たちから受け継いできた豊かな自然を維持するため、自然との共生を基本とした環境の保全と創造に取り組みます。  　○　関係機関や住民の理解と協力を得ながら都市の「みどり」の保全や整備、質の向上や有効活用を図って、道民の健康で文化的な都市生活を確保します。 | 道の計画等との整合  道の計画等との整合 | ［関係法令の改正等］  北海道環境基本計画  ［関係法令の改正等］  北海道みどりの基本方針 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| 第４章　推進体制等の充実  １　推進体制の充実  　　道民の文化に対する関心や期待の高まりの中で、芸術文化、文化財、生活文化、まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業など、文化行政の対象とする領域が拡大してきています。このような状況に応えて、北海道の文化を振興していくため、文化振興施策を総合的・効果的に推進する体制の整備を図っていきます。  　　併せて、道が実施する様々な施策に人間性、地域性、創造性など文化の視点を取り入れるよう、体制の整備や職員の啓発などに努めていきます。  　＜施策の方向＞  　○　文化振興に関する重要事項について調査審議及び建議等を行うために、審議会を設置します。  　○　文化行政の総合的な企画・調整を行う組織の整備・充実を図ります。  　○　文化振興施策及び文化の視点を取り入れた施策を総合的に推進していくため、各部局や委員会間の連携・調整を行う協議会等の充実を図ります。  　○　北海道の文化を振興するために、市町村や民間との連携・協力体制について検討します。  　○　文化の視点を取り入れた施策を推進していくため、職員の啓発などを進めます。  **２　文化活動への支援体制の充実**  　　財団の整備や基金の拡充により、実効性のある文化振興施策を推進するとともに、機動的な推進体制を整備します。さらに企業が行う文化支援活動の奨励などを積極的に行い、道民の自主的・創造的な文化活動を支援していきます。  (1) 企業が行う文化支援活動の奨励  　　地域社会の重要な構成員として、企業の役割に対する　　期待が高まってきており、企業の社会貢献活動の一環として、道民の文化活動を支援する取組みが活発になってきています。このような情勢を踏まえ、企業が行う文化支援活動を奨励していきます。 | 第４章　推進体制等  １　各主体の役割  　　本道における文化振興施策を推進していくためには、市町村、文化振興を目的とする法人・団体等、文化団体、民間企業等の各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協働していくことが重要です。    (1) 北海道  　　芸術文化基本法その他関係法令に基づく地域計画等を作成し、公表します。  　　また、道民の自主的な文化活動の推進など「文化振興のための基本的な施策」を総合的かつ効果的に推進するため、観光やまちづくり、国際交流など関連施策との連携を図るとともに、各主体との連携・協働を促進します。 | 文言整理  各機関の役割を明確化し再構築  国の基本計画を参酌  本章再構築に伴い削除  文化芸術基本法の趣旨を反映 | 【審議会議論】  各主体の役割を明確化  ＜国の基本計画＞  多様な主体の参画・連携による文化芸術の価値創出  設置済み（北海道文化振興条例に規定）  組織体制を整備済み  庁議において協議  施策に応じて関係機関と連携・協力して推進  関係部局の事業の実施にあたり必要に応じて文化部局と協議  ［関係法令の改正等］  ・文化芸術基本法 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 北海道文化振興指針　現行 | 素案 | 考え方 | 備考 |
| (2) 財団の整備  　　文化振興施策を機動的・効果的に推進するため、財団を整備します。  　　財団は、道民の自主的で幅広い文化活動の支援、文化鑑賞機会の拡充、人材の育成、文化交流の促進に関する事業を進めていきます。  　　このような事業の実施を通じて、道と道民、市町村、文化団体等の協力体制を築いていくとともに、北海道の新しい地域文化の創造と文化情報の発信をめざしていきます。  （再掲） (1) 企業が行う文化支援活動の奨励  　　地域社会の重要な構成員として、企業の役割に対する　　期待が高まってきており、企業の社会貢献活動の一環として、道民の文化活動を支援する取組みが活発になってきています。このような情勢を踏まえ、企業が行う文化支援活動を奨励していきます。  **(3) 基金の設置・拡充**  　　 道の文化振興施策を、長期的視点に立って安定的に進めるための財源として基金を設置します。  　　 基金の規模は、当面100億円を目標としますが、さらに充実した文化振興施策を推進できるよう、基金を拡充していきます。 | (2) 市町村  　　文化芸術に関する計画を策定し、地域の個性を活かした文化振興や、文化資源を活用した施策を実施することが求められています。  (3) 文化振興を目的とする法人、団体等  　　文化振興を目的として設立された法人やＮＰＯ等は、文化活動や文化団体への支援、文化事業の企画など、文化振興に寄与する活動が期待されます。  　　特に（公財）北海道文化財団は、道内の文化振興の中核的役割を担っており、道内各地域での事業展開や協力体制の構築に積極的な役割を果たすことが期待されます。  (4) 文化団体  　　文化施設と連携し、文化活動の充実を図るなど、文化の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすことが期待されています。  (5) 民間企業等  　　企業の社会的責任の一つとして、地域の文化活動の支援のみならず、文化団体や文化施設の運営に対して一層支援することが期待されています。  **２　北海道文化基金の活用**  　　文化の振興を図るために必要な事業に要する経費の財源として活用します。  **３　進行管理**  　　国の文化芸術推進基本計画の期間にあわせて、文化振興に係る数値目標を設定し、文化振興施策の検証・評価を行います。  　　また、社会経済情勢の変化や関係法令の改正、国の文化芸術推進基本計画の改定などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。 | 国の基本計画を参酌  文化振興を目的とする法人・団体等の区分を設け、財団の役割を明記  国の基本計画を参酌  国の基本計画を参酌  基金の活用について記載  数値目標を新たに設定 | ＜国の基本計画＞  地方公共団体が中心となり地域の文化資源を活用した事業を促進  ＜国の基本計画＞  文化芸術団体は文化施設と連携し活動の充実を図るなど、文化の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすことが求められている  ＜国の基本計画＞  企業等が地域の文化芸術活動の支援のみならず、文化芸術団体や文化施設の運営等に対して一層支援することが期待される |